委　託　契　約　書

|  |
| --- |
| 収 入印 紙 |

京都府を甲とし、〇〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

（契約要項）

**第１条**　この契約の要項は、次のとおりとする。

1. 委託業務の名称、内容等

令和６年度野生鳥獣（ニホンザル）生息動態調査業務

(2) 委託料　〇〇〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

(3) 委託期間　　令和７年〇〇月〇〇日から

令和７年３月２１日まで

(4) 契約保証金　　免除

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率　　年2.5パーセント

（業務の処理の方法）

**第２条**　乙は、別添の令和６年度野生鳥獣（ニホンザル）生息動態調査業務実施要領（以下「実施要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2　乙は、前項の実施要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（処理状況の調査等）

**第３条**　甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（前金払）

**第３条の２** 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の30%に相当する額の範囲内で前金払をするものとする。

2　乙は、第11条第１項第２号に該当する場合において、前項の規定による前払金があったときは、前払金を直ちに返還しなければならない。ただし、この業務を完了させたときは、この限りではない。

（委託業務の内容の変更）

**第４条**　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

**第５条**　乙は、業務を完了したときは、直ちに調査報告書を添えて甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

**第６条**　乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3　甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

**第７条** 甲が第５条第２項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第３項及び第４項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

**第８条** 乙は、第１条第３号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第１条第２号の委託料に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第６条第４項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

**第９条**　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第４条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

**第１０条**　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第１項に規定する納付命令又は第64条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

**第１１条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の１を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第２項の規定により第２号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第９条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3　甲は、第９条第２項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の１を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

**第１２条**乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

**第１３条**　乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

**第１４条**　第11条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

**第１５条**　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

**第１６条**　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

**第１７条**　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

**第１８条**　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）

**第１９条** 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない｡

（協議）

**第２０条**　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　令和７年〇〇月〇〇日

甲　氏　名 　京都府知事　　西脇　隆俊　　　 印

乙　住　所 　〇〇〇〇〇〇〇〇

氏　名 　〇〇〇〇〇〇